

# 鹿児島大学大学院連合農学研究科ティーチング・アシスタント実施要領

平成 22 年 5 月 21 日 代議委員会決定  
平成 22 年 12 月 17 日 一部改正  
平成 27 年 1 月 9 日 一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正  
令和元年 6 月 10 日 一部改正

## (趣旨)

第 1 鹿児島大学大学院連合農学研究科(以下「本研究科」という。)の優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ大学教育の充実に資するとともに、指導者としてのトレーニングの機会を提供しその処遇の改善を図ることを目的として、本研究科にティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を置く。

## (資格)

第 2 TA となることのできる者は、本研究科に在籍する大学院学生で、次の各号に該当する者とする。ただし、リサーチ・アシスタントとして採用されている学生は除く。

- (1) 主指導教員が優秀な学生として推薦する者で、TA として採用された場合は、所定の業務に専念できる者。ただし、休学者、会社等から派遣された社会人(有職者)は除く。
- (2) 外国人留学生にあっては、TA としての業務に必要な日本語能力を有する者。ただし、TA を含むアルバイトの就労時間が週 28 時間を超える者は除く。

## (職務内容)

第 3 TA は、指導教員の指示を受けて、授業担当教員の指導のもとに、実験、実習、演習等の教育補助業務に当たる。

## (指導対象学生)

第 4 TA の指導対象となる学生は、採用予定学生の所属する大学学部学生及び大学院修士課程学生とする。

## (採用時間数)

第 5 TA として採用できる時間数は、採用予定学生の研究指導、授業等に支障が生じないようにするため、年間 300 時間を上限とする。

## (公募)

第 6 TA は鹿児島大学大学院連合農学研究科長(以下「連大研究科長」という。)が公募する。

TA を希望する学生は、現に研究指導を受けている主指導教員に申し出るものとし、TA を必要とする主指導教員は、次の各号に掲げる書類を所属大学の農学研究科長、農林水産学研究科長又は農林水産学研究科副研究科長を経由して、連大研究科長に提出するものとする。なお、様式 1 については、各構成大学所定の様式をもって充てることができるものとする。

- (1) ティーチング・アシスタント採用願(様式 1)
- (2) ティーチング・アシスタント採用願追加資料(様式 2)(「修士論文指導」等授業時間割表にない科目の TA を行わせる場合のみ)
- (3) 主指導教員による日本語能力の所見(様式 3)(外国人留学生のみ)

## (選考)

第7 TAの選考は、次の基準により連大研究科長が行うものとするが、必要に応じ代議委員会の意見を徴するものとする。

- (1) 高学年の者を優先するが、標準修業年限を超えて在籍する学生は1年生より下位とし、入学年は考慮しない。
- (2) 過去に採用実績のない者を優先する。
- (3) 外国人留学生については、私費外国人留学生を優先する。
- (4) 国費外国人留学生については最下位とし、高学年を優先する。
- (5) 選考に際しては、応募者の諸事情を総合的に考慮する。

(任用・給与)

第8 前条により選考されたTAの任用手続き及び給与支給については、TA学生の所属大学で行うものとする。

(任用期間)

第9 任用は、通年または前期、後期ごとに行うものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10 勤務実績報告は、TA学生の所属大学で定めたものによるものとする。

(雑則)

第11 この実施要領に定めるもののほか、TAに関し必要な事項は連大研究科長が定める。